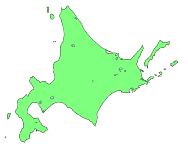


北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.60

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

平成25年度北海道消費者被害防止 ネットワーク定例会議開催



北海道消費者被害防止ネットワーク（以下、北海道ネットワーク）の平成25年度定例会議が、3月26日（水）に北海道立消費生活センターで開かれ、18団体が出席、当センター副所長が座長となり会議が進められました。その概要についてご報告します。

はじめに最近の消費生活相談の状況について当センター相談支援グループから報告があり、続いて北海道警察本部生活経済課より警察相談受理状況および検挙概要の報告がありました。消費生活相談では平成24年度に契約当事者の年齢構成比において70歳以上が初めて1位となり、高齢者の被害が深刻であることや、健康食品の送りつけ商法、火災保険を使った住宅修繕など特に目立った事例の報告がありました。警察からはセンター同様、相談としては送りつけ商法が多かったことや、現在、口座凍結をはじめとした利殖勧誘事犯への対応に力を入れていることが報告されました。

次に、北海道消費者安全課より今後のネットワークの取り組みを進めるにあたり、「消費者教育推進法」の概要および「消費者安全法改正案」について説明がありました。改正案では、地域における見守りネットワークづくりのため「地域協議会」設置が法律で規定されるとの説明がありました。今後、より一層地域におけるネットワークが重要となってきます。会議では地域ネットワークの活動事例として士別市、白糠町のネットワークが紹介されました。士別市では、相談事例をわかりやすくまとめた情報を定期的に構成団体へ配信し、商店や病院、金融機関等に掲示することにより、多くの世代に情報が伝達され見守り体制強化につながっていることや、白糠町では設立時は6団体でスタートしましたが、翌年には金融機関も加わり15団体に発展していることなどが事例として紹介されました。

また、北海道ネットワークの拡充として、関係4団体へ参加の呼びかけを行うことが提案され了承されました。

その後、出席の各構成機関・団体より平成25年度の取り組み状況や、取り組みにあたっての課題等の情報交換が行われました。

北海道消費者被害防止ネットワークは、全市町村に地域ネットワークをつくることを目的に発足しています。地域ネットワーク設立を今後も推進していくために構成機関・団体はその傘下に情報を周知するなど、より一層の協力を呼びかけ会議を終了しました。



特別相談

「住宅トラブル110番 ～リフォーム・賃貸・修繕～」を実施しました。

3月1日（土）北海道立消費生活センターと札幌弁護士会が共催で、特別相談「住宅トラブル110番～リフォーム・賃貸・修繕～」を実施しましたので報告します。

前号でもお知らせしたとおり「住宅リフォームトラブル」はここ数年大幅に増加傾向にあります。特に契約当事者の年齢の約65%が60歳以上と在宅率の多い高齢者がより被害に遭いやすいと考えられています。「賃貸アパート」についても、例年退去時の原状回復費用に係るトラブルが後を絶たない現状を踏まえ、住宅トラブルの被害の未然防止と救済を目的として特別相談を行いました。

会場は、北海道立消費生活センターで、電話だけではなく来所相談も実施し、当センターの消費生活相談員と札幌弁護士会所属弁護士が二人一組となり相談の受け付けをしました。

相談者は、性別で見ると女性からの

相談が半数以上、年齢別では、50代が半数以上を占めました。職業別では、給与生活者の相談が最も多く全体の55%を占めました。相談内容では賃貸借契約に係る相談が多く、太陽光パネル設置に係る相談もありました。

事前の予約は5組で、相談者に書面等を持参してもらい直に面談することで、より具体的なアドバイスを行うことができました。電話相談も、終了時まで切れることなく相談を受け付けました。

北海道立消費生活センターでは、引き続きこの問題に注視していくとともに、札幌弁護士会の協力のもと、今後もタイムリーな消費者問題をテーマにとりあげ、道民の被害救済に取り組んでいきたいと考えています。



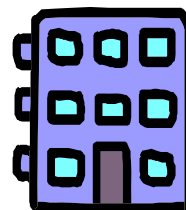
受付件数

◆当日は、合計20件の相談を受け付け、そのうち電話による相談は15件、来所相談が5件となりました。相談内容は住宅の賃貸借に係るものが10件、住宅リフォームに係るものが3件、太陽光パネル設置に係るものが2件、新築住宅購入に係るものが1件、中古住宅購入に係るものが1件、その他のものが3件で、賃貸借に係る相談が全体の半数を占めました。

相談事例

＜賃貸借契約に係る退去時のトラブル＞

◆賃貸アパートを退去することとなったが、退去時に部屋の広さに応じてハウスクリーニング代を支払うように言われた。契約書には、具体的な金額は書かれていないが入居時に水回り消毒料・シリンダー交換料を支払っている。既に支払った消毒料をハウスクリーニング代に充当することができるか。



◆築40年の借家を2年居住後に退去したら、煙草による壁クロスの張り替え費用やカーテンレールの汚れ、ペットによる柱のキズ等を理由に大家から高額な修理代金を請求された。大家の請求に納得できない。

＜住宅リフォームトラブル＞

◆住宅関係のイベントへ行き耐震診断後、「悪いところは全て新築のように直せる」と言われ、築40年の自宅の屋根や壁、床など全面リフォーム工事を3ヶ月かけてしてもらったが、リフォーム後に床に傾斜があることがわかった。業者に苦情を伝えると「古い家でもとからなので仕方ない」と言われ取り合ってもらえない。何か良い解決策はあるか。

◆昨年、外壁や屋根塗装工事をしたが、外壁が壊れてくるなど不具合が出てきた。業者に連絡しても修理に来ない。対応は。

＜太陽光パネル設置に係るトラブル＞



◆訪問販売で太陽光発電システムを進められた際、落雪が心配だったが、「落雪の心配はない」と強く言われ信頼し工事契約したが、パネル設置後、落雪により隣家の壁を壊してしまった。落雪するならばパネルは設置しなかった。壁の工事費の負担をしてもらいたい。

おかしいな!/? と思ったら

すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へご相談ください。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999

見守り 新鮮情報

第186号

雑誌の広告を見て9千円の**開運ブレスレット**を購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば**霊能者**が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「**先祖の供養**をしたほうがよい。しないと親や子どもに**災いが降りかかる**」などと言われ、**洗脳**され

たようになって**50万円**振り込んでしまった。

その後も**祈とう**が必要だと言われ、**300万円**振り込むように要求された。

「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに**高額な請求**におかしいのではないかと思い始めた。(60歳代 女性)



「災いが起こる」 と言われて不安になって… 開運商法のトラブル!

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- 事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらふ必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。